

## 鹿屋市実費徵収に係る補足給付費給付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該保護者が支払うべき副食費の費用の一部を給付することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もって全ての子どもの健やかな成長を支援するため、当該保護者に対し、予算の範囲内において鹿屋市実費徵収に係る補足給付費（以下「補足給付費」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 補足給付費を給付する対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）に係る施設等利用給付認定保護者のうち、本市が施設等利用給付認定を行う子どもの保護者であって、次の各号に該当する施設等利用給付認定子どもの保護者とする。ただし、児童養護施設入所児童の保護者を除く。

- (1) 施設等利用給付認定保護者、当該保護者の配偶者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下同じ。）が77,101円未満である者
- (2) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる世帯に属する者
- (3) 小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）又は令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合、小学校第3学年修了前子ども又は負担額算定基準子どものうち、年長

者から数えて3番目以降に該当する者

(4) 里親に養育される者

(5) その他市長が適当と認めた者

2 前項第1号の同一の世帯に属する者とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 施設等利用給付認定子どもが父母以外の18歳以上の者と18歳未満の子どもとで構成される世帯に属する場合（里親を除く。） 当該世帯の最多所得の者

(2) 父母が令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者又は収入（給与収入のほか、課税の対象とならない手当や公的年金を含む。）の合計が103万円未満である場合 同居する者のうち最多所得の者

(3) その他の場合 市長が適当と認めた者

3 前項の世帯とは、住民基本台帳を作成するに当たり編成される世帯とする。ただし、当該世帯に属していないが、当該世帯と現に収入と支出を共同して生活を営み、生計を一にする者を含む。

（対象経費及び基準額）

第3条 補足給付費の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、特定子ども・子育て支援を受けた場合において給付対象者が支払うべき給食の提供に係る実費徴収額のうち、副食材料費に要する費用（以下「副食費」という。）とし、その基準額（以下「基準額」という。）は、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に定める額とする。

（途中入退園による日割り計算）

第4条 給付対象者の施設等利用給付認定子どもが月の途中に幼稚園を入園又は退園した場合における対象経費は、特定子ども・子育て支援提供者が園則等により算出した額とし、当該月の基準額については、日割りによる計算は行わない。

（補足給付費の額）

第5条 補足給付費の額は、対象経費の額と基準額のいずれか低い額とする。

（補足給付費の給付申請）

第6条 補足給付費の給付を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、鹿屋市実費徴収に係る補足給付費給付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」とい

う。) を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、給付対象者に該当することが分かること類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(補足給付費の給付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補足給付費を給付することが適当であると認めたときは、補足給付費の給付を決定し、その旨を鹿屋市実費徴収に係る補足給付費給付決定通知書(別記第2号様式)により、補足給付費を給付することが適当でないと認めたときは、その旨を鹿屋市実費徴収に係る補足給付費不給付決定通知書(別記第3号様式)により当該申請を行った者に通知する。

(補足給付費の給付期間)

第8条 補足給付費の給付開始日は、市長が適当であると認めた日とする。

- 2 補足給付費の給付終了日は、給付開始日が4月1日から8月31日までの場合は同年8月31日とし、9月1日から翌年の3月31日までの場合は当該年度の末日までとする。ただし、年度の途中で退園した場合における給付終了日は退園した日とする。

(代理受領)

第9条 給付決定者は、補足給付費の請求及び受領について、特定子ども・子育て支援を提供する者(以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。)に委任するものとする。

(補足給付費の支払)

第10条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による委任を受けた場合において、補足給付費の支払を受けるときは、鹿屋市実費徴収に係る補足給付費請求書兼精算書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市町は、前項の請求があったときは、内容を審査し、補足給付費を給付することが適当であると認めたときは、当該請求を行った特定子ども・子育て支援提供者に支給するものとする。
- 3 前項の規定による支給があったときは、当該給付決定者に対し補足給付費の給付があったものとみなす。

(給付決定の取消し)

第11条 市長は、給付決定者が、虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたと認めたときは、補足給付費の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、給付決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、鹿屋市実費徴収に係る補足給付費給付決定取消通知書（別記第5号様式）により、当該保護者に通知するものとする。

(給付費の返還)

第12条 市長は、前条の規定に基づき給付決定を取り消した場合において、既に特定子ども・子育て支援提供者へ補足給付費を支払っているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別記

## 第1号様式（第6条関係）

申請日 年 月 日

## 年度 鹿屋市実費徴収に係る補足給付費給付申請書

(宛先) 鹿屋市長

## 【申請に当たって同意する事項】

- 1 補足給付費の給付決定に当たって必要な範囲内で、申請者等の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を鹿屋市が閲覧及び調査すること。
  - 2 申請内容や同意して得た情報を給付費受給資格審査、給付額の算定、その他の附帯業務のために鹿屋市が利用すること。
  - 3 当該給付費の受領に関する権限を通園先の幼稚園の運営団体（法人等）に委任すること。
  - 4 申請書等に記載した内容や給付決定に関する情報を、副食費の減免を行う際に必要な範囲で鹿屋市から幼稚園へ提供すること。
  - 5 要綱に規定する内容を申請者が遵守すること。
- 以上のこととに同意し、以下のとおり申請します。

## 申請内容

申請者 (保護者)	フリガナ			申請 子ども との 続柄	住所	〒 —	
	氏名	印 (自署の場合は押印不要)					
	連絡先(電話番号)	自宅	( )		携帯		
申請 子ども	フリガナ			生年 月日	年 月 日	利用(予定) 幼稚園	
	氏名						
給付希望期間		年 月 日から 年 月 日まで					
年 1 月 1 日 現在の住所	(保護者)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ			(配偶者)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	
年 1 月 1 日 現在の住所	(保護者)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ			(配偶者)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	

申請子どもと生計を同一とする人を全員記入してください

(生計の中心者の番号に○を付けてください) 申請子どもの保護者及び生計同一者	フリガナ	申請 子どもとの 続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	氏 名			
		本人	年 月 日	
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	

対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに申請してください。

受付	確認

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市実費徴収に係る補足給付費給付決定通知書

年度の実費徴収に係る補足給付費について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象の子どもの名前	
対象の子どもの生年月日	
利用施設の名称	
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 号 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市実費徴収に係る補足給付費不給付決定通知書

年度の実費徴収に係る補足給付費について、次のとおり不給付となりました  
ので通知します。

子どもの名前						
子どもの生年月日						
利用施設の名称						
対象となる期間	年 月 日から 年 月 日まで					
不給付の理由	<p>世帯の市町村民税所得割課税額が 77,101円以上であるため</p> <p>小学校3年生以下の兄姉から数えて 第3子以降でないため</p> <p>児童養護施設入所児童であるため</p>					
備考						

## 第4号様式（第10条関係）

### 鹿屋市実費徴収に係る補足給付費請求書兼精算書

【 年 月分】

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第59条第3号の規定に基づき、鹿屋市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、実費徴収に係る補足給付費を下記のとおり請求します。

なお、実費徴収に係る補足給付費の審査及び支払いに当たり、次の事項に同意します。

- 1 実際の利用状況等について鹿屋市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 2 副食費の請求・支払い状況を鹿屋市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 3 鹿屋市の要請・質問等に対応すること。

年　　月　　日

鹿屋市長

様

所在地

法人名

施設名

請求者氏名

印

請求金額

円

	4月1日 時点の年齢	人数	金額
当月分	5歳	名	円
	4歳	名	円
	3歳	名	円
	2歳	名	円
	計①	名	円
伴う 過不足 精算額に よる 前月分	月途中利用開始分		円
	月途中利用終了分		円
	その他		円
	計②		円
合計			円

○振込先

金融機関名	預金種目
	口座番号
口座名義（カタカナ）	

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市実費徴収に係る補足給付費給付決定取消通知書

教育・保育施設が徴収する給食費の給付について給付決定を取り消しましたので、通知します。

対象の子どもの名前	
対象の子どもの生年月日	
利用施設の名称	
取消しの対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消しの理由	
備考	